

石垣市立学校施設使用料の減免に関する基本的な考え方

令和7年9月30日

石垣市教育長決裁

学校施設の使用料の減免について、石垣市立学校施設の使用料に関する条例（昭和47年石垣市条例第84号）に基づき、本市における児童生徒の健全育成、社会教育活動や地域活動の推進、社会参加の促進及び健康増進などを目的として、以下に基本的な考え方を示すものとする。

なお、本基準については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

（使用料の減免）

第4条 市長は、国または地方公共団体もしくはその他の公共団体の使用に供するとき、その他特に必要と認めたときは、使用料の額を減額し、または使用料を免ずることができる。

《基本的な考え方》

使用料の減免の運用については、以下の判断基準を基に行うものとする。

減免の申請に際しては、別紙「学校施設使用料減免申請書兼減免承認(不承認)決定通知書（様式1）（以下「申請書」という。）」に必要な書類を添付して、使用しようとする日の概ね2週間前までに市長に提出し、その承認を受けるものとする。やむを得ず提出ができなかった場合は、相当の期間内に提出するものとする。

減免の期間については、減免の申請のあった日の属する年度内とする。

減免の申請内容に変更がある場合は、別紙「学校施設使用料減免申請変更届兼承認書（様式2）」を事前に市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、使用后7日以内に提出するものとする。

《判断基準》

区分	減免割合	団体例	使用例	要件
国又は地方公共団体若しくはその他の公共団体が使用するとき	全額免除	・ 都道府県 ・ 市町村 ・ 公共組合 ・ 独立行政法人 など	・ 会議 ・ 講演会 ・ その他事業 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体であること。 ・ 実施要項等事業の内容がわかるものを添付すること
本市（行政委員会及び附属機関を含む。）が主催し、又は共催する事業のために使用するとき	全額免除	・ 石垣市 ・ 石垣市教育委員会 ・ 石垣市選挙管理委員会 など	・ 会議 ・ 選挙事務 ・ その他事業 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体であること。 ・ 共催の場合、それを証明する書類を添付すること。
本市（行政委員会及び附属機関を含む。）が後援する事業のために使用するとき	全額免除	・ ○○連盟 など	・ 大会 ・ 講演会 など	・ 申請書に後援を証明する書類を添付すること。
本市内の青少年健全育成を目的とするスポーツ又は文化団体等が児童・生徒の活動のために使用するとき	全額免除	・ スポーツ少年団 ・ マーチング ・ ウイングキッズリーダーズ ・ 本市の認定を受けた地域クラブ など	・ 大会 ・ 発表会 ・ 練習 ・ 稽古 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・ 使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。

区分	減免割合	団体例	使用例	要件
本市PTA連合会又は各小中学校PTA若しくは保護者会等が公益的な活動のために使用する とき	全額免除	・〇〇学校PTA ・学年PTA ・学級PTA など	・会議 ・研修会 ・講演会 ・親睦大会等 (大会に向けた練習も含む。) など	・申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。
本市内の公民館、自治会又はこれに類する団体が地域活動のために使用する とき	全額免除	・字会 ・公民館 ・郷友会 など	・豊年祭 ・運動会 ・地域のまつり ・その他行事 など	・申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。
石垣市社会教育関係団体として登録された団体又はその傘下団体が社会教育活動のために使用する とき	全額免除	・石垣市女性連合会 ・石垣市青年団協議会 ・石垣市民踊愛好会 など	・講座 ・会議 ・講演会 ・その他事業 など	・申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・石垣市社会教育関係団体登録証を添付すること。 ・傘下団体であることを証明するものを添付すること。 ・使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。

区分	減免割合	団体例	使用例	要件
本市内の幼稚園、保育所又はこども園が教育活動又は保育活動のために使用するとき（私立を含む。）	全額免除	・ ○○園 など	・ 運動会 ・ 親子レク ・ 講演会 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・ 使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。
本市内の社会福祉団体等又は高齢者団体（構成員の半数以上が65歳以上）が親睦や健康づくりのために使用するとき（法人格の有無を問わない。）	全額免除	・ 社会福祉協議会 ・ 障がい者団体 ・ ひとり親家庭福祉会 ・ 学童 ・ スポーツサークル など	・ 運動会 ・ レクリエーション ・ 意見交換会 ・ 交流会 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・ 高齢者団体の場合、構成員の名簿（住所、氏名、年齢記載）を添付すること。 ・ 使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。
本市市街地以外の小規模校区域において、構成員の半数以上が当該区域に在住する者で占める団体が当該区域内の学校施設を使用するとき	5割減額	・ スポーツクラブ ・ 文化サークル など	・ 練習 ・ 大会 ・ 親睦会 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・ 構成員の名簿（住所、氏名記載）を添付すること。

区分	減免割合	団体例	使用例	要件
上記区分に該当しない 本市内の公共的団体が 公益的な活動のために 使用するとき（法人格 の有無を問わない。）	全額免除	・ 自主防災組織 ・ 体育協会 ・ 文化協会 など	・ 防災訓練 ・ ボランティア活動 ・ 講演会 など	・ 申請者が左記区分に該当する団体の代表者であること。 ・ 使用目的及び減免申請理由から、妥当と認められること。
市長がその他必要と認めるとき	市長が相当と認める割合	—	—	・ 左記区分に該当すると判断できるものがあること。

これは、石垣市教育長決裁日から運用する。

様式 1

学校施設使用料減免申請書兼減免承認(不承認)決定通知書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

次のとおり学校施設使用料の減免を申請します。

使 用 施 設 名	石垣市立 学校 プール・体育館・運動場・教室（一般・特別）
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 欄が不足する場合、別紙でも構いません。
減 免 申 請 理 由	
備 考	

※決定区分	☐ 承認	☐ 不承認
※規定使用料	円	※減免割合 ☐ 全額免除 ☐ 割減額

※印欄は記入しないでください。

- 1 減免の事由が消滅した場合は、直ちにその旨を報告します。
- 2 申請内容に変更があった場合は、別紙「学校施設使用料減免申請変更届（様式2）」を提出します。

上記のとおり、決定しましたので通知します。
なお、虚偽の申請であることが判明した場合は、減免の承認を取り消す場合があります。

年 月 日 石垣市長 印

様式2

学校施設使用料減免申請変更届兼承認書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

年 月 日付けで減免申請を提出しましたが、下記の事由により減免申請の変更の届出をします。

変 更 の 事 由	
変 更 内 容	
使 用 す る 学 校 と の 事 前 調 整	済 ・ 未 ※未調整の場合は、事前に済ませてください。
備 考	

上記のとおり、承認します。

年 月 日 石垣市長

印